

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2021賃金確定要求書の提出・当局提起について

交渉日時 令和3年12月1日（水） 10時00分～12時00分
交渉場所 宇治市役所本庁 8階大会議室
交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立人事研修係長 大槻給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長 他執行委員等 計10人

概要	<ul style="list-style-type: none">①組合からの2021賃金確定二次要求書の受け取り②期末手当の取扱いについて③不妊治療のための休暇を新設する提起
組合の主張	<ul style="list-style-type: none">① 今年度の人事院勧告は、2年連続となる一時金の引き下げとなっており、コロナ禍の中、住民の為に奮闘する職員を顧みない内容である。当局として、市民の暮らしと職員生活を守る立場で十分検討され、誠意ある回答を求める。② 期末手当については、国の給与法改正が12月の一時金支給に間に合わないこととなる中、国と地方自治体で一時金に関する取り扱いが異なるなど、これまでに無い状態が発生している、情勢が変わり、仮に国が来年6月で一時金を引き下げないとなれば、12月で引き下げた分は追給すべきである。③ 休暇対象となる治療内容はセンシティブなものであり、休暇が使いづらいものにならないよう、休暇の名称、出勤簿に記載する内容など、休暇を取りにくい雰囲気にならないよう配慮をしておいてほしい。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 要求書の各項目については、いったん持ち帰り、十分検討し、回答したいと考えている。② 人事院・京都府人事委員会の勧告内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた民間事業所の極めて厳しい状況が反映されたものであり、重く受け止めなければならないものと考えている。今後の国の動向は注視していきたい。③ 職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、不妊治療のための休暇を新設する。国は通称で「出生サポート休暇」としており、運用については、通知するまでの間に検討していきたい。